

平成28年（行ウ）第161号，平成29年（行ウ）第43号

美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 松下照幸 外72名

被告 国

準備書面（51）の要旨の陳述

2020（令和2）年1月14日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

第1 本準備書面の意味

本書面では、2019（令和元）年9月から同年11月までの新聞記事にされた本訴訟や本件原発に関する出来事と、それがどの様に本訴訟に関するものかにつき、要点をまとめて述べることに致します。

第2 本訴訟と関係する出来事

- 1 高浜1，2号機、美浜3号機についての原発周辺住民や首長の意識
10月、関電の幹部が、高浜町の森山元助役から多額の金品を受領していた問題で、野瀬高浜町長が、40年超の高浜原発1，2号機について、関電の役員と組織態勢の抜本的な見直しが再稼働を判断する前提になると述べ、「現状では再稼働は認められない」と明言しました（甲G674）。
- 2 規制委員会の問題性等
9月、規制委員会は断層（原発の耐震性）に関して審査方法を見直すとなりました。過去に地震を起こした断層のうち、ずれなどの痕跡が地表に現れていない「未知の震源」で再び地震が起きた場合、どれくらい揺れるかの計算手法を変更したのですが、であれば、それはそれまでの審査方法が不十分だったことの裏返しであり、本来ならば原発の運転を止めなければなりません。しかし、停止は求めないとしているため批判をされています（甲G638）。

3 原発及びその関係施設のトラブル、問題点等

- (1) 9月、中部電力が規制委員会に提出した浜岡原発の再稼働の資料で、重大事故対策が有効に機能するかどうかの解析（運転中に事故で原子炉の水位が低下した場合を想定した解析）の部分に誤りがありました（甲G642）。
- (2) 同月、日本の原子力史上で初めて被ばくによる死者が出た東海村の臨界事故の翌2000年度から2018年度までに、全国の原子力関連施設で発生した事故や故障のトラブルの報告が336件に上っていたこと（年平均では18件）がわかりました（甲G655）。
- (3) 同月、東海村の事故から20年になり、現場に医師らを送る仕組みづくりが電力会社に求められるようになりましたが、全国で再稼働した関電を含む5原発全てで、今も実現していません。稼働中の原発で事故が起こった場合の対応が十分なされていないのです（甲G656）。
- (4) 同月、被曝した作業員や住民らを受け入れる医療機関において、訓練や研修などは不十分で、現場では課題が山積みであること。また、規制委が用意した教材が専門的すぎるなどの問題があったこと等から、全職員を対象にした放射線や被曝に関する基礎的な研修はまだできていないことも明らかになりました（甲G657）。
- (5) 11月、高浜原発4号機で、3台ある蒸気発生器の細管5本に傷が見つかりました。またこれにより、当初12月中旬を予定していた運転再開は2020年2月上旬以降に遅れる見通しとなりました（甲G689）。

4 原発が持つ問題性

- (1) 9月、使用途中で、再び利用するため保管中の核燃料が、全国の原発に約2460トンあることがわかりました。また、これらは原発が廃炉となり転用もできなければ使用済み燃料に切り替わってしまい、将来的な扱いの見通せない燃料がさらに大量に存在することが浮き彫りとなりました（甲G645）。
- (2) 同月、東海第二原発のテロ対策費用で約610億円かかり、原発本体とあわせた安全対策費の総額は2350億円にもなることがわかりました（甲G646）。
- (3) 同月、臨界事故から20年経った現在でも、原子力学会の臨界事故の調査にも加わった日本原子力研究開発機構の田辺元上級研究主席は、「調査が終わっていないのにどうしていまの基準で十分と言えるのか。原子力業界は、いまでも安全神話にとりつかれているのではないか」と述べています（甲G658）。

- (4) 10月、九州電力は、テロ対策で原発に義務付けられた「特重施設」の完成が設置期限に間に合わないため、川内原発1号機を2020年3月16日に停止すると発表しました。電力会社がこれまでテロ対策工事を真剣にしてこなかったことが招いたものと言われていています（甲G666）。
 - (5) 同月、発事故で実質国有化された東電が、東海第二原発に2200億円も支援しようとしていること。同原発の安全対策工事費が2年前と比べて2倍となっており、さらに膨れる可能性もあることが明らかになりました（甲G678）。
 - (6) 同月、元政府事故調委員長・東京大学名誉教授の畑村洋太郎さんが、「事故後に規制のルールも変わりましたが、体質は変わっていません。日本の原子力業界は、今も安全神話という特有の『気』に包まれているように思います。」等と述べています（甲G679）。
 - (7) 11月、東北電力が、東海第二原発に対し、安全対策工事へ約600億円の資金支援を正式に決めましたが、原発の再稼働には莫大な金額がかかることがわかります（甲G681）。
 - (8) 同月、2018年度の大手電力など12社の設備投資総額が、計2兆7593億9800万円に上ったこと、その背景には福島事故後、原発の安全対策費が膨らんだことや、老朽化した送配電線の更新、維持費、災害対策費が増加していること、また今後テロ対策施設などの費用増に伴ってさらに膨らむことが明らかになりました（甲G683）。
 - (9) 同月、電力11社が見積もっている原発の安全対策費が総額5兆円超と巨額になっていることが、毎日新聞のアンケートで浮かんできました。また、電力会社から自発的に安全対策に取り組む気配が殆ど伺えない、と指摘されています（甲G690）。
- 5 福島第一原発事故と未だ続くその被害
- (1) 9月、福島原発事故の調査が、8年半経って線量が低下したため、やっと調査が出来るようになりました（甲G635）。
 - (2) 同月、原田環境相が、福島第一原発の汚染処理水に関し、外部的には処分方法は未定としながら、海洋放出しようとしていることが明らかになりました（甲G637）。
 - (3) 同月、田中前規制委員会委員長が、福島原発事故の汚染土は他県に持って行けないと語りましたが、放射能で汚染されたものは誰も引き受け手がないのです（甲G640）。
 - (4) 福島第一原発で放射性物質に汚染された機材を保管するサイトバンカ建屋に、想定外の地下水が流れ込み、約8000トンの汚染水が発生し

- ました（甲G660）。
- (5) 10月、台風19号の影響で、福島原発事故の除染で出たごみを入れた袋10袋が川に流れ、1袋当たり容量約1立方メートルの中身がなくなっていました（甲G677）。
 - (6) 11月、福島第一原発の敷地内にたまる処理済み汚染水の処分について検討する経産省の小委員会で、東電は海洋放出などで処分する場合の放射性物質トリチウムの年間処分量が、約27兆～106兆ベクレルになるとの試算を初めて示しましたが、専門家からは試算の方法がわかりにくいなどの指摘が相次ぎ、議論は深まりませんでした（甲G691）。
 - (7) 同月、福島第一原発で汚染水の浄化後の処理水保管タンクが、2025年に処分開始ならタンクが16万トン分不足するとの試算結果が明らかになりました（甲G692）。
 - (8) 同月、福島原発事故から8年半過ぎましたが、まだ「廃炉の最終形」がはっきり示されていません。また、無事に運転を終えた原発でさえ廃炉には30～40年かかりますが、未だ推計量は計約800トン、人が近づけない高線量で、どこに、どれだけ、どんな状態で存在するかもわからない福島原発一号機では見通しさえ立っていません（甲G693）。
- 6 原発推進側の原発維持のための問題のある対応や施策等（特に関電問題）
- (1) 9月、関電の幹部が、高浜町の元助役から多額の金品を受領していたことが発覚しました。関電社長は「（金品は）一時的に保管していた」と説明し、不正行為の認識はなかったと繰り返し、誰が何を受け取ったのかなど具体的な言及はしませんでした（甲G649）。
 - (2) その後、金品の受領は会長ら6人だけでなく、「20人が計約3億2000万円相当を受け取っていたことがあきらかになりました（甲G650）。
 - (3) 森山氏に約3億円を提供した地元の建設会社は、原発関連工事の受注により、売上高を5年間に約6倍も急増させていました（甲G651）。まさに「原発マネー」の還流も疑われ、原子力政策への国民の信頼は一層低下しかねないと指摘されています（甲G653）。
 - (4) この問題につき、関電の経営陣が社内の調査報告書や報酬減額処分などについて取締役会に報告していなかったことも明らかになり、関電のコンプライアンス（法令順守）の意識の低さと、ガバナンス（企業統治）の欠如があらためて浮き彫りになりました（甲G659）。
 - (5) 森山氏が相談役や顧問を務めた2社が、少なくとも過去3年間に計110億円超の原発関連工事を関電側から受注していたことが分かりました（甲G661）。

- (6) 森山氏が少なくとも約20年前にも同様に金品を提供していたこと、既に明らかになっている2006年よりも前から繰り返されていたことが分かりました（甲G663）。
- (7) 関電不正問題について、原発問題に詳しい大島龍谷大教授は「『3・11』以前からの原発をめぐる古い体質が今も続き、むしろ安全対策による工事費の増大によってエスカレートしていることが浮き彫りになった」と述べています（甲G665）。
- (8) 関電幹部が不正に受けとっていた金品のうち約400万円分は、建設業者2社から豊松元副社長と常務執行役員2人の計3人が直接受け取っていたことで、工事費の一部が直接幹部らに還流した疑いが強まりました（甲G667、668）。
- (9) 福島原発事故後も、常識外れの金品がやりとりされていた事実は、原発を巡る不透明な実態を改めて浮き彫りにするものだと指摘されています。

また、このような中で、原発で利益を得る者が決定権を持つ中での「地元合意」など、ただの茶番に過ぎないこと、通常の経済原則では、原発ビジネスは成り立たないとも指摘されています（甲G669）。

- (10) この問題で、関電の監査役会が昨年秋ごろに社内調査報告を受けていたにもかかわらず、取締役会に報告していませんでした。これは経営を監視する立場の監査役会が機能しておらず、さらに関電のガバナンス欠如を浮き彫りにするものです（甲G670）。
 - (11) 元高浜町長（1982年まで約20年間）の浜田氏も別の関電子会社の顧問を20年以上務め、同氏が森山氏を助役に指名し、原発の誘致を進めていたこと。助役だけでなく、高浜町長も関電と深い関係にあったことがあきらかになりました（甲G673）。
 - (12) 自民党の世耕参院幹事長が、森山氏が相談役として雇用されていた原発受注会社の社長から、4年間にわたり600万円の献金を受けていました（甲G675）。
 - (13) 関電の原発担当幹部が、森山氏から受けとっていた金品の額が、福島原発事故後高浜原発再稼働にあわせて増えていたこと、また、2019年3～6月にわたり関電の社長宛に金品受領問題の告発文が届いていたにもかかわらず、逆に関電は金品を受けとっていた原発担当幹部を副社長等に昇格させていたことがあきらかになりました（甲G676）。
- 7 福島原発事故の風化に関して
- (1) 9月、原発被害に責任を負うべき田中復興相が、自主避難者について復興庁は担当の役所ではないと述べ、避難者（特に自主避難者）への支

- 援が明らかに腰が引けていることを露呈しました（甲G639）。
- (2) 11月、名古屋のNPO法人「チェルノブイリ救援・中部」が、福島原発事故の被災者支援に継続的に取り組んでおり、汚染や影響は残っているのに、大きく助成金が減らされていること、福島原発事故の風化が進んでいることが明らかになりました（甲G686）。
- 8 我が国及び世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること、及び原発に将来性がないこと
- (1) 9月、地元で発電した再生可能エネルギーを地元で使うという『分散型エネルギー』の取り組みが石狩市で計画されています（甲G636）。
- (2) 同月、畑や水田の上にソーラーパネルを設置し、農業と発電を一緒にこなす「ソーラーシェアリング」が、地球温暖化対策や、成長戦略としての長期戦略でも、農山村の再生可能エネルギーの活用策と位置づけられました（甲G641）。
- (3) 9月、米スリーマイル島原発が、安価なシェールガス発電などの台頭で採算が悪化し、全面的に運用を終了することになりました（甲G643）。
- (4) 同月、「若者気候サミット」が国連本部であり、次世代を担う十代、二十代の環境活動家らが、政治家や企業経営者らに「化石燃料から再生可能エネルギーに転換するために徹底的な変革をしなければならない」などと迫りました（甲G644）。
- (5) 同月、世田谷区が、地方自治体や民間企業と組んで、地方でつくった再生可能エネルギー由来の電気の個人向けの「直販」（作り手の「顔」が見える電力を都会で使うという取り組み）を進めています（甲G647）。
- (6) 同月、中部電力が北陸電力などと共同で、福井県あわら市の沖合に風車最大20基、出力最大20万キロワットの洋上風力発電所を建設する計画を発表しました（甲G648）。
- (7) 10月、太陽光などの再生可能エネルギー発電設備から、工場や店舗など電気の消費設備までをまとめて制御し、持ち主の代わりに運用する企業が、ドイツで台頭してきています。その企業が扱う設備の数は8000を超え、総出力は計7ギガワットで原発87基分に相当するとのこと（甲G662）。
- (8) 同月、東京都が、国の固定価格買い取り制度による高額買い取りが終わる家庭用の太陽光発電について、独自の支援を始めるとしました（甲G671）。
- (9) 同月、国際エネルギー機関（IEA）が、2014年に再生可能エネ

ルギーの発電能力が、現在より約50%増加すると予測する報告書を公表しました。再生エネは既に世界で2番目に大きな電力源で、中でも太陽光の伸びは再生エネ全体の成長分の約60%を占めるとのことです（甲G680）。

- (10) 11月、北九州市が洋上風力発電に力を入れており、2017年には2700ヘクタールの海域に約20基の風車を並べ、出力22万キロワット規模の発電施設を造ることがあきらかになりました（甲G682）。
- (11) 同月、リチウムイオン電池が進化することにより、変動の大きい再生可能エネルギーが使いやすくなり、今後ますます太陽光発電などを有効活用できることになると言われています（甲G684）。
- (12) 同月、ノーベル化学賞を受賞した吉野彰氏が、「原発については、私は単純に市場原理で自然消滅すると考えます。市場原理に基づいて、すべてのコストを踏まえて比較し、どちらを選ぶのかというシナリオにしないといけない。」と述べました（甲G685）。
- (13) 同月、経産省は、緊急時に全国で再生可能エネルギーによる電気をやり取りしやすくするため、各地域を結ぶ連系線周辺の送電線を増強することにしました（甲G688）。
- (14) 同月、経産省は、送電線の空押さえを排除して空き容量を広げ、再生エネの拡大を図るため、再エネの固定価格買い取り制度（FIT）に関し、長期間運転を開始しない計画の認定を自動的に失効させる仕組みを導入する方針を明らかにしました（甲G692）。

9 訴訟について

11月、石巻市民が、再稼働の事実上の前提となる地元同意の差し止めを求める仮処分を仙台地裁に申し立てることがわかりました。避難計画の不備を主な争点とする仮処分申し立ては全国初とみられるとのこと（甲G687）。

第3 記事全体の特徴、まとめ

1 新聞記事の特徴

今回の新聞記事の特徴は、何といたっても関電の金銭不正受領事件です。これについては別の準備書面でも主張し、高浜原発の弁論でその要旨陳述も行いましたので、ここでは重ねて述べませんが、このような不正をなし、その後もそれを隠し続けきた関電の言い分（主張）を信用して、中性子照射脆化に関する監視試験片の原データのように重要なデータの確認・検証を行う程度のこともしようとない被告規制委員会の態度については、とんでもなく問題だ、という以外にない、と述べておきます。

関電問題以外では、再生可能エネルギーが世界だけでなく我が国において大きく普及し、特に電力会社や企業や行政までもこぞって開発、利用しようとしていることが、今回も多数報道されています。原発はそもそも動かす必要性はない、ましてや本件のような老朽原発を動かす必要は全くない状況になっているのです。

そのような記事の中で、次に2つの重要な記事について要旨をお伝えします。

2 茨城県東海村の臨界事故から20年

日本の原子力史上で初めて被ばくによる死者が出た1999年9月30日の茨城県東海村の臨界事故から20年になりましたが、事故の翌年度から2018年度までに、全国の原子力関連施設で発生した事故や故障のトラブル報告が336件に上っていたこと、臨界事故からも原発のトラブルは毎年約18件もあることがわかりました。凄い数です。

当時、事故の衝撃は世界に及びました。NYタイムズは「唯一の被爆国として核問題への対応を政策の中心に据えてきた日本が、なぜここまでい加減になったのか」と報じました。規制委の元委員長の田中氏は「臨界事故と福島第一原発事故は、事業者の安全意識の欠如という面で共通する」と話しています。さらに、臨界事故の調査に加わった専門家の田辺氏は、規制委の原子炉を冷やす機器が動作していたかの福島原発の事故調査を再開するとの現状につき、「調査が終わっていないのにどうしていまの基準で十分と言えるのか。原子力業界は、いまでも安全神話にとりつかれているのではないか」と疑問を投げかけています。東海村臨界事故の調査委員会は安全神話を捨てるようにと求めたにもかかわらず、福島原発事故でも安全神話に陥っていた。それがまた繰り返されそうな現状であることが専門家により警告されているのです（甲G658）。

3 識者の警告

さらに、今回も、洞察力のある識者、それも元政府事故調委員長・東京大学名誉教授で「失敗学」でも有名な畑村洋太郎さんが、次のように警告をしていることが重要です（甲G679）。

「あの事故を責任問題または刑法の方向からだけ見て、それでよしとする社会は、『幼稚』という感じがします。事故から何を学ぶか。再発防止も大事ですが、それ以前に現象がどう進んでいったか、被害がひどくならないように収める方法はなかったか、そういうことを事故が起こる前に考えておかなければいけなかった」

「日本の原子力業界は、絶対安全で事故はないんだと言うばかりで事故がどう進行するかを真剣に考えたことがなく、実証テストをしなければな

らないとは考えなかった。そもそも議論が出るのを抑えてきたために、こんな体質になってしまったのです。最終報告書では政府や電力会社などに様々な提言をし、継続的な原因解明や被害調査を求めましたが、ほとんど進んでいませんね」

——事故を機に原子力業界の「安全神話」は崩壊したのでは。

「事故後に規制のルールも変わりましたが、体質は変わっていません。万一の際に、格納容器を守るために内部のガスを外に逃す『フィルター付きベント』の実地テストは義務づけられていない。放射性物質を外部に出すからという理屈です。日本の原子力業界は今も安全神話という特有の『気』に包まれているように思います」

「最近では原子力政策を進めた政府がおかしい、業界がおかしいというより前に、自分の目で見て自分でちゃんと考える国民がいなかったのが最大の要因だと思うようになりました。危うさを知ったうえで利用する。その覚悟がなければ、私たちに原子力を使う資格はないと思うのです」

「工学では考える領域を限らないと、議論や設計ができません。そこで考える領域を定めます。その外側には考えないことにした領域が残っていますが、いつしか考えなくてよい領域になり、ついには考えてはいけない領域になります。さらに『あり得ないこと』にされ『想定外』が膨らむのです」

——福島原発事故を機に失敗学が定着するかに見えてましたが、そうはなっていません。

「事故から8年半たったのに今なお文化というか、物の考え方から全体をみるということができていないと感じます。日本社会は、福島事故も形だけ学んだことにして、忘れようとしているのではないのでしょうか。物事を深く考えて語る人が減り、表面的な形だけ整えておしまい、という人が増えているように感じます」

「今は社会の基準や規範を変える最大のチャンスだと思います。今しなければ、チャンスがあったのになぜ生かさなかったのだろうと多くの国民が後悔する時が来るのではと懸念しています。心配なのは将来、高い確率で発生が見込まれる南海トラフの大地震です。最大30万人以上が死ぬだけでなく、その何倍もの人がけがをし、社会の活動ができなくなります。日本の国そのものが成り立たなくなる恐れがあるのです」

——どうすればよいのですか。

「事故や災害は起こるものとして、被害を抑えるための方策を考え、実施する。人の一生という短期間の経験だけに頼って起きつこないと油断していると、大変なことになります。こんなことが起きたら大変だという危

惧感に基づいて事前に対策をとるのが、費用対効果からみて一番いい。何もしないで発生する損害額の千分の1のコストをかければ、大地震が起きても致命的な被害は回避できるでしょう」

裁判官も訴訟当事者も含む日本に住む我々は、この指摘を真摯に聞き入れるべきでしょう。

4 まとめ

1999年に起きたJOC臨界事故から20年、あれだけの反省をしたのに、12年後に同じ轍を踏んだ福島原発事故が起き、現在までトラブル報告が336件にも上っています。我々は大きな反省を2度しましたが、原発の専門家や福島原発事故調査の中心人物から、まさに今、我々に向かって大きな警告が発しています。一方で、再生エネルギーが爆発的な伸びを見せています。畑中氏が述べるように、「今は社会の基準や規範を変える最大のチャンス」です。

原発が淘汰されることは時代の流れではありますが、まだ原子力ムラの勢力は強く、地震国の我が国ではその弱体化を待つ間に、取り返しのつかない事故が起きる可能性は強いものがあります。

まさに、事故が起きる前に、危ない老朽原発は止めなければならないのです。その危なさは図らずも今回関電が証明してくれました。自浄作用もコンプライアンスも誠実さもない関電の、適正に行っているという主張を信用出来るというのでしょうか。監視試験片問題一つ取っても、関電の「結果」を鵜呑みにした規制委員会の延長認可処分には、明白な過誤・欠落があるとしか言えないのではないのでしょうか。裁判所の賢明な判断に期待します。

以上